

議案第41号

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、三次市立学校の校長に対する事務委任規程（平成16年三次市教育委員会訓令第3号）の一部を改正する訓令案について、次のように定める。

令和8年1月22日

三次市教育委員会教育長　迫　田　隆　範

訓令第 号

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

三次市立学校の校長に対する事務委任規程（平成16年三次市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

甲奴中学校屋外運動場照明施設
八幡小学校屋外運動場照明施設

」を

「

甲奴中学校屋外運動場照明施設
----------------

」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する教育委員会  
訓令（案）新旧対照表

改 正 案		現 行																									
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市立学校屋外運動場夜間照明施設</td> <td>甲奴中学校屋外運動場照明施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	施設名	略	略	市立学校屋外運動場夜間照明施設	甲奴中学校屋外運動場照明施設					略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市立学校屋外運動場夜間照明施設</td> <td>甲奴中学校屋外運動場照明施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>八幡小学校屋外運動場照明施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	施設名	略	略	市立学校屋外運動場夜間照明施設	甲奴中学校屋外運動場照明施設		八幡小学校屋外運動場照明施設			略	略
区分	施設名																										
略	略																										
市立学校屋外運動場夜間照明施設	甲奴中学校屋外運動場照明施設																										
略	略																										
区分	施設名																										
略	略																										
市立学校屋外運動場夜間照明施設	甲奴中学校屋外運動場照明施設																										
	八幡小学校屋外運動場照明施設																										
略	略																										

○三次市立学校の校長に対する事務委任規程

平成16年4月1日教育委員会訓令第3号

改正

平成18年3月28日教育委員会訓令第2号

平成19年3月30日教育委員会訓令第2号

平成22年3月30日教育委員会訓令第2号

平成25年6月28日教育委員会訓令第2号

平成28年3月29日教育委員会訓令第1号

平成30年12月25日教育委員会訓令第3号

令和7年3月21日教育委員会訓令第1号

三次市立学校の校長に対する事務委任規程

(目的)

**第1条** この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を三次市立学校の校長（以下「校長」という。）に委任し、行政の能率的な運営を図ることを目的とする。

(委任する事務の範囲)

**第2条** 次に掲げる事務を校長に委任する。ただし、第4号に規定する事務を処理するときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

- (1) 学校施設及び別表に掲げる社会体育施設の一時的使用の許可に関する事務。
- (2) 配当予算の範囲内における1件10万円未満の支出の決定に関する事務。
- (3) 前号に係る支出命令に関する事務。
- (4) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条第3項の規定により、初任者研修を受ける者の所属する小学校又は中学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じること。
- (5) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務

ア 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）第10条に規定するべき地手当に準ずる手当に係る事実の確認

イ 職員の給与の支給に関する規則（昭和26年広島県人事委員会規則第4号。以下「給与規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (ア) 納入規則第16条第2項の規定による扶養手当の月額の認定及び扶養手当認定簿の記載

- (イ) 紙与規則第19条の6第1項の規定による職員及びその扶養親族の住居の所在地の確認  
ウ 職員の住居手当の支給に関する規則（昭和50年広島県人事委員会規則第1号。以下「住居手当規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
(ア) 住居手当規則第7条第1項の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額の決定又は改定  
(イ) 住居手当規則第7条第2項の規定による住居手当認定簿の記載  
(ウ) 住居手当規則第10条の規定による事後の確認  
エ 職員の通勤手当に関する規則（昭和33年広島県人事委員会規則第16号。以下「通勤手当規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
(ア) 通勤手当規則第4条第1項の規定による通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定  
(イ) 通勤手当規則第4条第2項の規定による通勤手当認定簿の記載  
(ウ) 通勤手当規則第12条の規定による事後の確認  
オ 単身赴任手当に関する規則（平成2年広島県人事委員会規則第6号。以下「単身赴任手当規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
(ア) 単身赴任手当規則第8条第1項の規定による単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定  
(イ) 単身赴任手当規則第8条第2項の規定による単身赴任手当認定簿の記載  
(ウ) 単身赴任手当規則第10条の規定による事後の確認  
(委任した事項についての特例)

**第3条** 前条の規定により委任した事務であっても、次の各号のいずれかに該当する事項については、教育長の指示を受けなければならない。

- (1) 規定の解釈上疑義があると認められる事項
- (2) 異例に属し、又は先例になると認められる事項
- (3) 紛議論争のあるもの又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に教育長の決裁が必要と認められる事項

#### 附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成18年教委訓令第2号）

#### 改正

平成28年3月29日教委訓令第1号

この訓令は、平成18年3月28日から施行する。

**附 則** (平成19年教委訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年教委訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年6月28日教委訓令第2号)

**改正**

平成28年3月29日教委訓令第1号

この訓令は、平成25年6月28日から施行する。

**附 則** (平成28年3月29日教委訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令)

2 三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令 (平成18年教育委員会訓令第2号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令 (平成25年教育委員会訓令第2号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成30年12月25日教委訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和7年3月21日教委訓令第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

**別表** (第2条関係)

区分	施設名
体育館	三良坂体育館
市立学校屋外運動場夜間照明施設	吉舎中学校屋外運動場照明施設
	三良坂中学校屋外運動場照明施設

	三和中学校屋外運動場照明施設
	布野中学校屋外運動場照明施設
	作木中学校屋外運動場照明施設
	甲奴中学校屋外運動場照明施設
	八幡小学校屋外運動場照明施設
テニスコート	三和コミュニティスポーツ広場テニスコート